

等の音以外 'miau, mieu, 'mie, mio 等の音あり、また冥に ming, mang, miöng, men, mio 等の音あることは、誠に Giles の漢英字典に載する所なり、然れども此等の兩字の音は果して學士の説の如く、同音として相通ずるものなりや、ng もしくは n を以て終れる音と au, en, öe 等を以て終れる音とが、共に m を始發音とせるが故に同音にして、同一文字の音注として用いられ得べきものなりや、余は不幸にして然るべき理由を知る能はず。或はまた兩者ともに全く同一なる mio の音を有するに非ずやといふものあらんも、然も杳を mio と音ずるものは朝鮮にして、冥を mio と音ずるは日本なり、此等の兩者が相合するの故を以て其の漢字音が相通ずる同音なるを説かんとするものは非るべし。(2)の説は弘字の音に關する學士の結論より來れる興味ある想像説として之を尊重すべく、こゝには余の賛否を説かざるべし、然ももしか曰はんとせらるゝならば、(1)の場合即ち「杳と冥とが、其の音相通ずる爲に、邵氏が杳に代ふるに冥を以てしたるは、蓋し疑を容れざるなり」との議論の根據は、既に全く壞敗せるものなるを認められざる可らず。茲に於てか(3)の場合即ち傳寫版刻の間に生ぜる誤と見るべきは最も自然にして、また余が初めより主張したる所なりとす、只だ學士の高見と異なるものは學士は之を邵氏の改竄と考へられ余は之を同書單行の際に於て生じたる誤りなりと見て寸毫も疑がはざるものなること之なり。

(四)に論述せらるゝ所は余の意外とする所なり、學士は余を以て、續弘簡録なる書が先づ出で、之を弘簡録と引き離すに及んで、初めて元史類編なる名を與へしなりと解するものと見られたるが如く、元史類編なる書名の起原を懇切に指示せられたるは、全く此の理由に基くものなるが如し。余は前稿に於て單行本なる名と相對して單に續弘簡録なる名を用いたること三回に及べり、然れども未だ一回と雖學士の記さるゝが如く、元史類編なる名と相對し